



# 島根県報

平成25年4月26日（金）

第2,490号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	2
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則	（港湾空港課）	2

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ 〃 ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	5
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（ 〃 ）	6
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ 〃 ）	6
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ 〃 ）	6
生活保護法の規定による指定施術機関の所在地変更の届出	（ 〃 ）	7
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	7
保安林予定森林	（森林整備課）	7
保安林の指定の解除（2件）	（ 〃 ）	8
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	8
平成25年度地籍調査事業の決定	（用地対策課）	10
地籍調査の成果の認証	（ 〃 ）	13
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会計課）	14

### 【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗承継の届出	（中小企業課）	14
基本測量の実施	（用地対策課）	14
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	15

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

## 1 規則の概要

法人の解散及び名称の変更に伴う規定の整理（第18条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第45号）

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例第5条の規定の施行期日は、平成25年5月1日とすることとした。

**規 則**

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第44号**

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号を削り、同条第2号中「財団法人しまね農業振興公社」を「公益財団法人しまね農業振興公社」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「社団法人島根県林業公社」を「公益社団法人島根県林業公社」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「財団法人島根県環境保健公社」を「公益財団法人島根県環境保健公社」に改め、同号を同条第5号とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第45号**

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（平成25年島根県条例第4号）第5条の規定の施行期日は、平成25年5月1日とする。

**告 示****島根県告示第304号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
とのまちクリニック	松江市殿町517番地	平成25年4月1日
まつざきクリニック	出雲市姫原4丁目10番地2	平成25年4月1日
おおつ内科クリニック	出雲市大津町1708-9	平成25年4月1日
さいかまち薬局	松江市雑賀町70-2	平成25年4月1日
松江調剤薬局	松江市田和山町61	平成25年4月1日
母衣町薬局	松江市母衣町198-4	平成25年4月1日
平安堂薬局 ラピタ大社店	出雲市大社町杵築南996	平成25年4月1日
株式会社山藤薬局井田支店	大田市温泉津町井田口248番地2	平成25年4月1日

## 島根県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 みどり調剤	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-30-6	居宅療養管理指導	母衣町薬局	松江市母衣町198-4	平成25年4月1日
株式会社 みどり調剤	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-30-6	介護予防居宅療養管理指導	母衣町薬局	松江市母衣町198-4	平成25年4月1日
株式会社 みどり調剤	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-30-6	居宅療養管理指導	松江調剤薬局	松江市田和山町61	平成25年4月1日
株式会社 みどり調剤	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-30-6	介護予防居宅療養管理指導	松江調剤薬局	松江市田和山町61	平成25年4月1日
社会福祉法人 きすき福祉会	雲南市木次町東日登345-1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 桜花	雲南市木次町東日登355番地9	平成25年4月1日
社会福祉法人 きすき福祉会	雲南市木次町東日登345-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 桜花	雲南市木次町東日登355番地9	平成25年4月1日
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318-1	通所介護	デイサービスセンター 湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地1	平成25年3月8日
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318-1	介護予防通所介護	デイサービスセンター 湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地1	平成25年3月8日
太田 宏和	出雲市斐川町直江4641-2	福祉用具貸与	株式会社 歩夢 ケアショップ ももたろう	出雲市斐川町直江4641-2	平成25年3月22日
太田 宏和	出雲市斐川町直江4641-2	介護予防福祉用具貸与	株式会社 歩夢 ケアショップ ももたろう	出雲市斐川町直江4641-2	平成25年3月22日

			もたろう		
太田 宏和	出雲市斐川町直江4641-2	特定福祉用具販売	株式会社 歩夢 ケアショップ もたろう	出雲市斐川町直江4641-2	平成25年3月22日
太田 宏和	出雲市斐川町直江4641-2	特定介護予防福祉用具販売	株式会社 歩夢 ケアショップ もたろう	出雲市斐川町直江4641-2	平成25年3月22日
株式会社 ラッシュユライフ	出雲市大津町455-14	訪問介護	訪問介護ステーション はる	出雲市大津町455-14	平成25年3月14日
株式会社 ラッシュユライフ	出雲市大津町455-14	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション はる	出雲市大津町455-14	平成25年3月14日
株式会社 志穩	浜田市下府町899-1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 サテライト事業所 集いの家あかり	江津市渡津町587	平成25年4月1日
株式会社 志穩	浜田市下府町899-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 サテライト事業所 集いの家あかり	江津市渡津町587	平成25年4月1日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム本郷	松江市本郷町1436番地1	平成25年4月1日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム本郷	松江市本郷町1436番地1	平成25年4月1日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム東出雲	松江市東出雲町意宇南2丁目5番地5	平成25年4月5日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム東出雲	松江市東出雲町意宇南2丁目5番地5	平成25年4月5日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	認知症対応型通所介護	東出雲デイサービスセンター	松江市東出雲町意宇南2丁目5番地5	平成25年4月5日
社会福祉法人 敬仁会	松江市佐草町2-2	介護予防認知症対応型通所介護	東出雲デイサービスセンター	松江市東出雲町意宇南2丁目5番地5	平成25年4月5日

島根県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
---------	-----	-------

松崎クリニック	出雲市大津朝倉3丁目10番地6	平成25年3月31日
もりやま内科医院	出雲市大津町1708番地9	平成25年4月1日
森脇歯科波子分院	江津市波子町イ1255	平成25年3月31日
佐久間歯科診療所	益田市常磐町8-11	平成25年3月31日
山本歯科医院	安来市広瀬町広瀬1156	平成25年3月31日

## 島根県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
濱名 宏二	安来市広瀬町広瀬1156	居宅療養管理指導	山本歯科医院	安来市広瀬町広瀬1156	平成25年3月31日
濱名 宏二	安来市広瀬町広瀬1156	介護予防居宅療養管理指導	山本歯科医院	安来市広瀬町広瀬1156	平成25年3月31日
森脇 勝二	江津市波子町イ1255	居宅療養管理指導	森脇歯科波子分院	江津市波子町イ1255	平成25年3月31日
森脇 勝二	江津市波子町イ1255	介護予防居宅療養管理指導	森脇歯科波子分院	江津市波子町イ1255	平成25年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成25年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成25年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	通所介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成25年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防訪問介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成25年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防通所介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成25年3月31日

有限会社 松江 調剤	東京都武蔵野市吉祥寺 南町3-30-6	介護予防居宅 療養管理指導	母衣町薬局	松江市母衣町198-4	平成25年3月31日
有限会社 松江 調剤	東京都武蔵野市吉祥寺 南町3-30-6	居宅療養管理 指導	母衣町薬局	松江市母衣町198-4	平成25年3月31日

## 島根県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
藤村 忠志	藤村整骨院	出雲市今市町764	平成25年1月13日

## 島根県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人か なぎ福祉会	浜田市金城町七条イ1046 番地5	訪問介護	緑ヶ丘ヘルパー ステーション	浜田市浅井町122番 地2	平成25年3月31日

## 島根県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ディー・シー・ビー薬局 松江サテ ィ店	D・C・B薬局 イオン松江店	松江市東朝日町151	平成25年3月1日

## 島根県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 島根県 社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム雪舟園	益田市乙吉町イ109番地	益田市中島町イ770番地	平成25年4月1日
社会福祉法人 島根県 社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム雪舟園	益田市乙吉町イ109番地	益田市中島町イ770番地	平成25年4月1日
社会福祉法人 島根県 社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム雪舟園	益田市乙吉町イ109番地	益田市中島町イ770番地	平成25年4月1日
社会福祉法人 島根県 社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	居宅介護支援	雪舟園居宅介護支援事業所	益田市乙吉町イ109番地	益田市中島町イ770番地	平成25年4月1日

## 島根県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
山本整骨院	仁多郡奥出雲町三成329-5	仁多郡奥出雲町三成329-23	平成25年4月1日

## 島根県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 燦光	居宅介護支援	うさぎケアプラン	出雲市小山町385-5	平成25年4月22日

## 島根県告示第314号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐928-3、2885、2886-1、2886-3、2886-4、2886-6、2886-7、2887

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第315号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂964-4、弥栄町栃木1163-5

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養かん

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第316号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口467-9、弥栄町程原971-6、971-7、972-4、973-3、1004-3、1005-3

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養かん

## 3 解除の理由

林道用地とするため

---

**島根県告示第317号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)100満ボルト新松江店 松江市乃白北土地区画整理事業施行地区内109街区1画地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3

## (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年12月16日

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,489平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 144台

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

34台(建物中央:16台、建物南側:18台)

## ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 90平方メートル

## エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北西側 50.76立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分から午後9時00分まで(年間14日間に限り翌午前0時まで)

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで(年間14日間に限り翌午前0時30分まで)

## ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所(敷地東側、南東側、南西側)

## エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

## 2 届出年月日

平成25年4月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課(島根県松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第318号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	枕木④ 枕木⑤ 東忌部⑩ 東忌部⑪ 福富① 福富② 東津田⑬ 東津田⑭ 大野⑥ 大野⑦ 東川津⑥ 東川津⑦ 枕木③ 東忌部⑨ 朝酌④ 大野⑤	交付決定の日から平成26年3月31日まで
浜田市	長浜町1 熱田町4 田橋町2 田橋町3 入野3 入野4 追原1 追原2 東平原1 東平原2 東平原3 木都賀⑤ 三里① 大坪① 熱田町3	交付決定の日から平成26年3月31日まで

	入野 2 折居 5	
出雲市	高浜① 乙立④ 乙立⑤ 小津② 小津③ 小津④ 塩津① 塩津② 吉野⑦ 一窪田① 一窪田② 鶴峠①	交付決定の日から平成26年3月31日まで
益田市	高津 1 - 9 鎌手 - IV 鎌手 - V 三谷 VI 萩原 - 3 高津 1 - 10 鎌手 - VI 三谷 VII 荒木・元組・岡本 遠田 3 鎌手 - VII 三谷 VIII 矢尾 - 1 岡本 - 1	交付決定の日から平成26年3月31日まで
大田市	久手⑥ 久手⑦ 大森③ - 1 大森③ - 2	交付決定の日から平成26年3月31日まで
安来市	赤江 6 東比田12 荒島 2 安来 1 東比田13 赤江 7 荒島 3 安来 2 東比田14 梶福留 1	交付決定の日から平成26年3月31日まで

江津市	都治1区 江津2区 嘉久志2区 波子3区	交付決定の日から平成26年3月31日まで
雲南市	殿河内② 刈畑④ 刈畑⑥ 北村② 北村③ 刈畑⑤ 小河内① 殿河内③ 根波別所① 根波別所② 根波別所③	交付決定の日から平成26年3月31日まで
奥出雲町	阿井4 佐白3 三成8 横田3 阿井5 亀嵩3 横田4 小馬木3 上三所1 亀嵩4 横田5	交付決定の日から平成26年3月31日まで
飯南町	八神3 頓原14 志津見3 角井1 八神4 志津見6	交付決定の日から平成26年3月31日まで
美郷町	河木谷 志君① 志君② 湯抱④	交付決定の日から平成26年3月31日まで
邑南町	岩屋1 岩屋2 日和Ⅲ 日貫12 小河内 日和4	交付決定の日から平成26年3月31日まで

	下田所 1 矢上① 大林 1	
津和野町	柳村Ⅳ 相撲ヶ原Ⅰ 相撲ヶ原Ⅱ 富田口Ⅰ 長福②-3 豊稼③ 豊稼④ 内美① 笹山①	交付決定の日から平成26年3月31日まで
吉賀町	樋口 田野原 1 白谷 5 蔵木 4	交付決定の日から平成26年3月31日まで
隠岐の島町	那久④ 代③ 今津③ 岬町② 那久⑤・油井① 今津④・岬町③ 岬町④	交付決定の日から平成26年3月31日まで

## 島根県告示第319号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
仁多郡奥出雲町	平成21年度～24年度	43枚	4冊	馬馳 1	平成25年4月16日
隠岐郡隠岐の島町	平成22年度～24年度	21枚	1冊	那久③	平成25年4月16日
隠岐郡隠岐の島町	平成22年度～24年度	11枚	17冊	西村①	平成25年4月16日
飯石郡飯南町	平成19年度～23年度	25枚	1冊	頓原12	平成25年4月16日
邑智郡邑南町	平成22年度～24年度	23枚	1冊	日貴X	平成25年4月16日
邑智郡邑南町	平成23年度～24年度	52枚	1冊	日貴XI	平成25年4月16日
鹿足郡吉賀町	平成21年度～24年度	13枚	1冊	椋谷 3	平成25年4月16日
鹿足郡吉賀町	平成21年度～24年度	12枚	1冊	椋谷 4	平成25年4月16日
鹿足郡吉賀町	平成21年度～24年度	15枚	1冊	白谷 3	平成25年4月16日
鹿足郡吉賀町	平成22年度～24年度	8枚	1冊	大野原 3	平成25年4月16日

鹿足郡吉賀町	平成22年度～24年度	4枚	1冊	福川3	平成25年4月16日
鹿足郡吉賀町	平成22年度～24年度	8枚	1冊	白谷4	平成25年4月16日

## 島根県告示第320号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
1の5	松江市袖師町5番10号 一般社団法人 松江市交通 安全協会 会長	松江市袖師町5番10号	一般社団法人 松江市交通 安全協会 会長	社団法人 松江地区交通安 全協会 会長

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シティパーク浜田 浜田市相生町1391番地8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 浜田市朝日町91番地13
- 3 承継の年月日  
平成25年3月29日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 浜田市朝日町91番地13  
龍河商事株式会社 代表取締役 龍河 重雄 浜田市浅井町1580番地
- 5 承継の理由  
事業縮小のため
- 6 承継に係る店舗面積  
店舗面積5,854平方メートルの内、1000分の103譲渡
- 7 縦覧場所  
浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間  
平成25年5月20日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域  
大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松江市玉湯町玉造の一部
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課